

児童扶養手当・ひとり親家庭医療費 助成金などの手続きはお済みですか？



児童扶養手当

父又は母がいない、父又は母が重度の障害者である児童の父又は母、親に代わって養育している人に支給します。支給期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日（障害のある児童については20歳未満）までです。ただし、所得制限があるほか、公的年金の給付を受けている、対象児童が乳児院や児童養護施設などに入所している、父又は母に事実上婚姻同様の状態にある異性がいる場合は、支給されません。

●支給額（月額）

全部支給（対象児一人の場合） 41,020円

一部支給（対象児一人の場合） 9,680円（41,010円）

※児童が2人の場合は、上記の金額に、5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

○手当を受給してから5年を経過するなどの要件に該当する人は、手当の一部が支給停止となる場合があります。ただし、現在働いている人や求職中の人などは、必要な書類を提出すれば、それまでと同額の手当を受けられることができます。事前に文書を送付しますので、内容を確認し、必ず届出を行ってください。

特別児童扶養手当

法に定める基準に該当する障害を持つ20歳未満の児童を養育している父又は母、もしくは父母に代わって養育している人に支給します。

ただし、所得制限があるほか、対象児童が障害を支給理由に公的年金の給付を受けている場合や心身障害児施設などに入所している場合は支給されません。

支給額（月額）

1級（対象児一人の場合） 49,900円

2級（対象児一人の場合） 33,230円

ひとり親家庭医療費助成金

ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療における一部負担金の

母子家庭への自立支援

母子家庭の母親が、就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講したり、専門学校等で修業している場合に助成金を支給します。

- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金等事業

- ①高等職業訓練促進給付金
 - ②修了支援給付金
- ※支給資格や対象となる講座・資格には制限がありますので、受講前にご相談ください。

現況届の提出

児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成金については、所得と現況を確認するため、毎年8月中に現況届を提出する必要があります。

なお、現在受給中の人には文書で通知します。

【問い合わせ】

子育て支援課
0994-311134
各総合支所市民生活課



市では、子どもの健全育成や子育てしやすい環境づくりのため、様々な子育て支援を行っています。子育ての負担を軽減できる各種制度を、ぜひ、ご利用ください。

全額を助成します。ただし、所得制限があります。助成期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで（父又は母の場合は末子が該当する期間まで）です。